

元琴情答申第5号
令和2年3月4日

琴平町長 片岡 英樹 様

琴平町情報公開審査
会長 宮本 和



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 町長

諮問日 令和元年12月12日（元琴総発第118号）

事件名 令和元年11月14日付元琴総発第101号による行政文書非公開決定処分
に関する件

第1 審査会の結論

実施機関が、令和元年11月14日付けで行った行政文書不存在のため非公開とした判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定により、琴平町長に対して、令和元年11月11日付けで、次の内容の行政文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。

「平成6年8月臨時会 琴平町議会会議録（委員長報告）記載事実、「1億6,500万の金が水道課長は町長の判を借りてきて押したら、組合か銀行かしらないけど、出納自由だということに相なっておるわけでございますが、」「6億の金が一課長の決裁によって、何かと言うたら、町長はおられますけど、各般多忙でございます。ほとんどは信頼する課長の事務的上申に判を押すという結果にならざるを得ないのでございます。」の、根拠となった委員会資料、出納記録等の全て。尚、これらの記録は水道課が所管していると思慮される。また、委員会の会議録は存在しないが、その議題の元となる資料及び記録は、存在及び保管されていて然りである。よって、苦しい言い逃れは無用である故に、速やかに公開されなければならない。」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、令和元年 11 月 14 日付けで、行政文書不存在のため非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年 11 月 18 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、非公開の理由が虚偽、違法及び不法であり、本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 委員会の実施に係る記録は保管されている。
- (2) 本件処分の理由は、過去の公開決定等と齟齬が認められ、いずれかが虚偽である。
- (3) 本件請求は、自治会要望に端を発し、その過程において実施機関の意向により情報公開請求へと移行したため、実施機関には公開を行う道義的責任がある。
- (4) 本件処分である非公開決定通知書作成に関して、公文書偽造、同公使の嫌疑が認められる。

第 4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び当審査会における理由説明を要約すると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書は、審査請求人が公開請求書内でも主張するとおり当時の水道課が作成又は取得し保有していたと推測できる。そして、実施機関は、当該文書を、当時の水道課から取得する必要性・必然性はなく、現に取得していない。仮に、実施機関が、本件対象文書を当時の水道課から何らかの理由で取得し、過去において保有していたとしても、現在まで保有し続けておく必要性・必然性はなく、現に保有していない。
- (2) よって、本件処分は妥当であり、審査請求は棄却されるべきである。

第 5 審査会の判断の理由

1 争点

令和 2 年 2 月 4 日までの当審査会に提出された関係書類並びに当審査会に対して行われた審査請求人及び実施機関の主張によれば、本件処分で実施機関が本件対象文書を保有していないとした判断の妥当性が争点となる。

2 本件処分で実施機関が本件対象文書を保有していないとした判断の妥当性について

- (1) ア 本件請求は、平成 6 年 8 月臨時会内で行われた当時の水道課の事務に関する

出席者の発言の根拠となる資料の公開を求めるものであり、当該文書は、当該事務を行っていた当時の水道課が過去に保有していたことが認められる。

イ 当時の水道課が保有していた文書のうち、保存期間経過しているものは既に廃棄されて存在していないこと、香川県広域水道企業団発足時に存在していたものは全て同企業団に承継されていること、実施機関は当時の水道課又は香川県広域水道企業団から本件対象文書を取得していないこととする実施機関の説明に不自然・不合理である点は認められない。

ウ 実施機関に本件対象文書の作成・取得について、実施機関に法令上、例規上義務付けられているとは認められない。

(2) よって、本件処分で本件対象文書を保有していないとした実施機関の判断は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、反論書において、情報公開条例第2条第1項に列举されていない他団体に対しても、情報公開条例第13条第1項に基づき事案の移送ができると主張する。

しかし、情報公開条例は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第25条に基づき、琴平町が独自に制定したものであり、他の地方公共団体の情報公開条例とはその手続きや非公開情報の範囲等が異なる。そのため、情報公開条例第13条第1項で認めている事案の移送先は、あくまで同条例第2条第1項に列举されている実施機関に限られると解するのが相当である。

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも情報公開に直接関係せず当審査会で審議すべき事項ではなく、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 令和元年12月12日 諮問（元琴総発第118号）の受理
- (2) 令和2年2月4日 審議

以上